

判例研究

夜間金庫に投入された金銭の預金成立時期

吉岡伸一

一 事案の概要

① A社は、スーパーマーケットの経営を主たる業務とする株式会社であるが、平成一九年二月一三日午前九時、京都地方裁判所において破産手続開始決定を受け、同時にXが破産管財人に選任された。

② A社は、Y銀行O支店に当座預金(以下、「本件預金」という。)を有していた。

③ ①に先行して、A社は、平成一九年二月九日午後三時(Y銀行O支店の閉店時間)から同月一三日午前八時三五分(夜間金庫開扉時刻)までの間に、二度にわたり、合計約四〇〇万円を夜間金庫に投入する方法によりY銀行に預けた。

④ Y銀行の夜間金庫規定第三条には、次の規定がある。  
「3. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認の

うえ指定の預金口座に入られますので、遅滞なく受入金額を確認してください。なお、入金日付は投入日の翌窓口営業日となります。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。」

⑤ Y銀行は、平成一九年二月一三日午前九時一九分、本件預金に上記③の金員の入金処理を行った。

⑥ Y銀行は、平成一九年三月二九日付け相殺通知書により、Xに対し、上記約四〇〇万円を含む預金、積金及び利息金と貸金債権とを対当額で相殺する旨の意思表示を行い、同通知書は同月三〇日Xに到達した。

⑦ 以上のような状況下、Xが、Y銀行に対し、次のように主張して、本件訴訟を提起した。すなわち、破産手続開始決定

がされた上記①の時点においては、いまだ本件預金は成立しておらず、単純な金銭の寄託が成立しているにとどまる。そうすると、上記約四〇〇万円の預金契約は上記①の時点以降に成立したことになるから、相殺することはできない。したがって、預金払渡請求権に基づき、約四〇〇万円の預金の払渡し等を求めたと。

二 第一審判決(大津地判平成一九年一二月二六日金融法務事情一八四五号六二頁)の概要

第一審は、次のように述べてXの請求を認容した。  
すなわち、「当座預金契約は、弁済期の定めのない消費寄託契約であり、消費寄託契約は、受寄者が寄託者から目的物を受け取ることによって効力を生じる要物契約と解されるから(民法六六六条、五八七条)、預金契約も、銀行が目的物たる金銭の交付を受けることによって効力を生じるというべきである。もっとも、要物契約にあつても契約成立には当事者間の合意が必要であり、消費寄託契約における合意の内容は消費寄託の目的となるべき金額であるから、預金契約が成立し、預金債権が発生したというためには、単に金員が銀行の管理支配下に入っただけでは足りず、原則として、銀行が入金を確認し、組織上予定された手続きに従つて現実の受入れ処理(入金記帳)をする必要がある。」

A社とYとの間では、本件夜間金庫規定に基づく夜間金庫利用契約が成立しているが、同規定によれば、Yと夜間金庫利用

契約をした顧客は、当該顧客名義の当座勘定、普通預金その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に、現金のほか預金に受入れることのできる証券類を、Y所定の入金票及び通帳等とともにY所定の入金袋に入れて夜間金庫に投入し(一条、二条一項)、Yは、この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類を「次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れ」ることとされている(三条一項)。上記各規定は、その文言、殊に通常、銀行による入金処理の意味で用いられる「受入れ」という語が使用されていることにかんがみ、Yは、窓口営業時間外に夜間金庫に投函された現金・証券類については、翌営業時間開始後に入金額を確認し、所定の入金処理を行うことにより預金を受け入れることとするという趣旨と解せられ、そうであれば、夜間金庫利用の場合において当座預金契約が成立する時期は、Yが翌営業時間開始後に入金処理を行ったときと解するのが相当である。

本件において、Yの係員が受入れ処理を行ったのは、平成一九年二月一三日午前九時一九分と認められ、A社とYとの間に当座預金契約が成立し、YにA社に対する預金払戻債務が発生したのは、本件破産手続開始決定が行われた同日午前九時以後といえる。そうすると、上記預金払戻債務は本件破産手続開始決定後に成立した債務となるから、これをYがA社に対して有する貸金債権と相殺することは破産法七一条一項一号に抵触し、本件相殺の意思表は無効である。」

### 三 控訴審判決（大阪高判平成二〇年五月二十九日 金融法務事情一八四五号五八頁）の概要

控訴審判決も第一審判決を支持し、次の点を追加した。すなわち、「当裁判所も、Yによる相殺は破産法七一条一項一号に抵触して許されず、Xの請求は認容すべきものと判断する。その理由は、原判決「第3 当裁判所の判断」に記載されているとおりであるから、これを引用する。

Yは、本件においてYが入金処理を行った時に当座預金契約が成立すると解することは、預金を受入れる権限を有する者が預金とする趣旨で顧客から金員を受領した時点において預金契約が成立する旨判断した高裁判決を是認した最高裁判昭和五八年一月二五日第三小法廷判決（金融法務事情一〇三四号四一頁）の趣旨に反すると主張する。

しかしながら、夜間金庫に金銭を投入することをもって、その性質上当然に、預金を受け入れる権限を有する者に対する金銭の交付と同視することはできないから、上記最高裁判決の趣旨から、直ちに、夜間金庫に金銭を投入した際に預金契約が成立すると解すべきであるとはいえない。そして、夜間金庫は、銀行の顧客サービスの一環として設置されるものであって、夜間金庫に預け入れられた金銭に係る法律関係は、原則として、銀行と顧客との間の夜間金庫の利用に関する契約の内容によって定められるべきである。この見地から見ると、本件夜間金庫規定三条によれば、夜間金庫に投入された現金等は、次の窓口営業時間開始後所定の手続により確認のうえ指定の口座

に受け入れるものとされ、その場合の入金日付は投入日の翌窓口営業日となる旨明記されているのであるから、Yにおいては、夜間金庫に投入された現金等については、翌窓口営業日に指定の口座に受け入れる手続を行った際に預金契約が成立することが、夜間金庫の利用に関する契約内容となっているものと認められる。そうすると、本件においても、当座預金契約が成立するのは、平成一九年二月一三日にYにおいて受入手続を行った時、すなわち同日の午前九時一九分であって、それまでは、入金袋に封入された特定物としての金銭についての単純寄託契約が成立しているにすぎないと解すべきである。

なお、Yは、上記のように解することは、預金者の通常の合理的意思に反すると主張するが、本件夜間金庫規定の定めは上記のとおりであって、預金者はこれを認識した上で夜間金庫を利用して預金するものと解されるし、夜間金庫に現金等を投入した際に預金契約（消費寄託契約）が成立するものとする商慣習が成立していることを認めるに足りる証拠もないから、Yの主張は採用できない。」

なお、本事件は、控訴審判決で確定している。

#### 四 検討

##### (一) 参考判例一

本判決の中で示された最三小判昭和五八年一月二五日は、導入預金なども問題となった事案であるが、本事案との関連では、

ある金融機関YのA支店の応接室において交付された資金について預金が成立するかどうかが論点となった。つまり、A支店の支店長Bらが、支店の応接室において、定期預金を預け入れる意思をもったXから金員の交付を受け、定期預金証書の交付を受けたところ、第一番である大阪地判昭和五六年三月五日は、これらの認定事実からXとYとの間に定期預金契約が成立したと判示した。控訴審である大阪高判昭和五七年一月二八日もこれを是認し、上告審もこの点を支持したものである。

この判決は、預金を受け入れる権限を有する者に対して金銭が交付されたときは、その時点で預金が成立していると解されるものの、本判決も述べているように、夜間金庫の場合、「夜間金庫に金銭を投入することをもって、その性質上当然に、預金を受け入れる権限を有する者に対する金銭の交付と同視することはできない」と考えられる。

(□) 参考判例二

事案は、預金者が銀行の受付カウンターで現金等を出して申込みをしたところ、何者かがカウンター上に置かれた現金等を盗んで逃げ去ってしまったというもので、この事件の争点は、預金契約ないし何らかの寄託契約が成立して銀行が被害者となるのか、預金契約が成立しておらず預金者が被害者となるのかという点であった。

これに対し、大審院大正一二年一月二〇日判決（法律新聞三三二六号四頁）は、「原院ハ……（中略）……此ノ場合ニ於テハ預金トシテノ消費寄託ハ未タ成立セザレトモ右物件ニ付暗黙

ノ意思表示ニ依リ一種ノ寄託関係成立シテ銀行ニ保管義務発生シ右物件ノ窃取セラレタルハ保管義務ヲ尽サルモノト為シ上告銀行ニ命スルニ之ニ因ル損害ノ賠償ヲ以テシタリ然レトモ其ノ所謂一種ノ寄託契約トハ果シテ何ヲ意味スルカ漫然トシテ之ヲ確知シ難シ或ハ消費寄託ニ非サル單純ノ寄託ノ義ナランカ消費寄託ヲ申出タル被上告人ニ單純寄託ヲ為スノ意思表示アリタルコトヲ認メタル理由那辺ニ存スルヲ知ル能ハス又寄託関係成立シタリト言ハンニハ消費寄託タルト單純寄託タルトヲ問ハス当事者間ニ寄託物ノ引渡即占有ノ移轉アリタルコトヲ要ス原院ハ果シテ如何ナル見解ノ下ニ引渡アリタルコトヲ認メタルカ判文上判然見ルヘキモノナン銀行ノ係員カ寄託申込者ニ於テ寄託物ヲ銀行ノ受付口内ニ差出シテ預入ノ申出ヲ為シタルコトヲ認識シテ首肯シタレハトテ未タ占有ノ移轉アリタリトハ謂フヘカラス之ヲ要スルニ原院カ当事者間ニ寄託関係成立シ上告銀行ニ保管義務ノ発生シタルコトヲ認メタルノ理由ハ不明ナルヲ以テ原判決ハ此ノ点ニ於テ理由不備ノ不法アルヲ免レス」と判示している。

これは、第三者が受付カウンターにあつた現金等を窃取したために、銀行に責任を負わせるためには、何らかの寄託契約が必要であるところ、銀行の係員が寄託物が受付カウンターに差し出されたことを認識しただけでは、未だその寄託物につき占有が寄託申込者から銀行に移転したとはいえない、と判断したものである。本判決の事案に即して言うならば、夜間金庫に入れるはずの物が、夜間金庫に入れる直前に窃取されたような場合であろう。しかし、本事案では、夜間金庫内に入れられて

いるので、本判決も述べるように、「入金袋に封入された特定物としての金銭についての単純寄託契約が成立している」と解されるが、本事件の争点は、預金契約が成立したかどうかであり、争点が異なるものと思える。

(三) 参考判例三、四および五

銀行の得意先係員等の行員が取引先に出向き集金した金員については、いつの時点で預金が成立したと考えられるのか。行員が現金を預かった時点で預金が成立するとする裁判例（東京高判昭和四六年一月七日判例タイムズ二七五号三一二頁、金融法務事情六四八号二四頁（以下、「参考判例三」という。）および東京地判昭和四五年五月三〇日金融法務事情五九二号三五頁、金融・商事判例三三三三号一五頁（以下、「参考判例四」という。）と、銀行内部に持ち帰った後に所定の計算手続を終了した時点で成立するとする裁判例（大阪高判昭和三七年二月一日八日金融法務事情三三三三号一八頁、同三三八号四頁（以下、「参考判例五」という。）と）がある。

まず、参考判例三は、次のように述べている。すなわち、「まず、一般的に被控訴人の得意先係が被控訴人と基本となる預金契約を締結している顧客との間に個別的な預金契約を締結する権限を有するか否かを検討する。この点、被控訴人は得意先係には預金契約を締結する権限はない旨主張するが、証拠によれば、被控訴人の得意先係が顧客から預金を集金する場合、あらかじめ得意先係に交付してある領収書用紙綴のうち集金予定枚数に被控訴人の支店長が被控訴人の印章を押捺しておき、得意

先係はこれを集金の際顧客に交付するかまたは得意先係が顧客の所持する預金通帳に預金を受入れた旨を記入し捺印する取扱いとなっており、場合によっては得意先係の名刺や領収書用紙に同係個人の印章を押捺して領収書の代用とする便法もとられており、また得意先係が出張する場合は被控訴人の支店長の出張命令が必要であったが、実際の運用上右手続は厳格に行われていなかったことが認められ、右認定に反する証拠はない。してみると、被控訴人の得意先係は、被控訴人との間に基本となる預金契約を締結している顧客から預金とする趣旨で金員の交付を受けた場合、個別的預金契約を締結する権限を有していたものと解するのが相当である。」と。

また、参考判例四も、「証人A、同Bの各証言および原告本人尋問の結果によれば、Aは、昭和三九年一〇月頃から昭和四一年三月頃まで被告K支店の預金担当の支店長代理であつて、預金の勧誘および受入をする職務権限を有していたこと、原告からの右金員の受入について、Aは、被告理事長作成名義の額面金額三五〇万円、期間三か月とする原告宛の定期預金証書を交付したことが認められ、右認定を左右する証拠はない。右事実によれば、昭和四〇年一〇月はじめ頃、原告と被告との間に、原告を預金者とする金額三五〇万円、期間三か月の定期預金契約が成立したものと認めるべきである。」と。

これに反し、参考判例五は、「控訴人が当座預金口座への入金とか定期預金又は普通預金としての預け入れとかその他各種の取引につき顧客から金員を受け入れる手続としては、当該顧客が自ら控訴人の支店等の営業所に出向いてその窓口で直接現金

を差し出した場合にはこれを受領した窓口の係員が、また若し営業所所属の外務係員が営業所外において後記のような受領権限に基き顧客から直接右のような控訴人との取引上授受すべき金員として現金を受領した場合にはその外務係員が、それぞれ同営業所における出納係に右金員を手渡しして収納せしめ、出納係が収納した金額について入金伝票を作成することを要し、預金預け入れの趣旨で右受け入れをした場合には右の入金伝票を預金係に廻付し預金係としては右伝票によって金員が受け入れられたことを確認し始めて預金証書の作成、元帳の記載その他預金に関する事務手続を進行せしめることとなるのであって、右手続を経由しない顧客からの金員受け入れはその営業組織上存しないものであることが認められるのであって、たとえ顧客が提供した金員を前記窓口係員若しくは外務係員が受領の権限に基いて現にこれを受領した場合に於いても、当該金員授受の趣旨に於いて所定の受け入れ手続が未だ完了しない間においては単純な金銭所有権の移転が生じたというに止まり、具体的場合の金銭授受の趣旨目的に従った受け入れがなされたものとは解せられないというべきところ、被控訴人が昭和三十二年一月一六日及びその前後の時期に金五〇万円の定期預金として預け入れる趣旨で現金五〇万円を控訴人湊川支店に現実に交付し同支店が所定の手続によりこれを受け入れたという事実は全証拠資料によってもこれを認めることができず、そして一般に銀行取引上定期預金が成立するためには、定期預金取引が法律上は消費寄託契約たる性質を必ず伴うものであることから、預金すべき現金その他これと同視すべき現実的経済価値を預り

主たる当該金融機関がその組織上予定せられた手続に従って現実に受け入れることを要するものと解せられる。」と判示している。しかし、同判決も、「当該金員授受の趣旨に於いて所定の受け入れ手続が未だ完了しない間においては単純な金銭所有権の移転が生じた」と述べるように、金融機関側の責任を否定しているわけではない。

いずれの裁判例も、行員が預かった場合に、預かった金員についての金融機関の責任を肯定している、その点における差異はないが、一方は行員が預かった時点で預金が成立するとし、他方はこれを否定している。顧客へのサービスも併せて考慮すると行員が預かった時点で預金契約が成立するとした方がいいようにも思えるが、行員が横領などしたときには金融機関が預金契約内容を把握できないことを考えると参考判例五のように考えるべきではないかと思う。

四 本判決の検討

夜間金庫に預けられた金銭については、預金の成立時期は、①預金者が夜間金庫に投入した時と、②金融機関において金額を確認して受入手続を行った時などに考え方が分かれると思う。本事件の第一審はこの点につき、夜間金庫規定を検討した上で、「夜間金庫利用の場合において当座預金契約が成立する時期は、Yが翌営業時間開始後に入金処理を行ったときと解するのが相当である」と述べているように後者の説をとり、控訴審もこれを支持している。したがって、本件においては、破産手続開始後に預金が成立しているということから、Yがこれを貸

付債権と相殺できないことになる。

しかし、もし、Yが九時までに入金手続きを完了していれば相殺できたことになる。そのように考えると、業態の悪化している取引先あるいは懸念される取引先が夜間金庫を利用しているケースにおいては、できるだけ早めに入金処理すればよかったのだが、これはあくまで結果論ということになる。